## 条

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例 の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県条例第三十六号

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の 部を改 正する条 例

を次のように改正する。 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例 (昭和五十六年埼玉県条例第十号)  $\mathcal{O}$ 一部

第四 を 改 第十条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 め、 項の 規定に 「過疎 より 地域 過疎  $\widehat{\phantom{a}}$ 地域とみなされる区域を含む。 の下に「同法第三条第一項若しくは第二項又は第四十四条 (令和三年法律第十九号) 」 」を加える。 十二年法律第十 -五号)」

附則

例 の規定は、  $\mathcal{O}$ 条例は、 令和三年四月一日から適用する。 公布の 日 か ら 施行し、 改正後の埼玉県理学療法士等修学資金貸与条